

「先端設備等導入計画」の認定申請に係るチェックシート

事業者名		担当者の役職・氏名	
電話番号		メールアドレス	

必ず書類を提出する前に本チェックシートで確認を行い、チェック欄に✓をつけてください。

※関係ない項目については、チェック欄に斜線を引いてください。

認定要件			申請者 チェック欄	加東市 確認欄
1	認定を受けることが出来る中小企業者に該当しているか。（※中小企業等経営強化法第2条第1項）			
2	導入する先端設備等は、直接商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に供するものであるか。			

提出が必要な書類

1	先端設備等導入計画に係る認定申請書		
2	先端設備等導入計画に係る確認書（認定支援機関確認書）		
3	先端設備等導入計画の認定申請に係る市税等納付状況調査同意書		
4	導入する先端設備等の概要が分かるパンフレット等		
5	「先端設備等導入計画」の認定申請に係るチェックシート		
6	返信用封筒 ※送信記録を確認できるため、返信用封筒またはレターパック及びレターパックライトの使用を推奨します。 ※申請書類と同程度の重量物を送付可能な金額の切手を貼付してください。		

▽ 以下は、**固定資産税の軽減を受けたい場合**に追加提出が必要な書類です。

7	先端設備等に係る投資計画に関する確認書（認定支援機関確認書）		
8	従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面		
▽ 以下は、 所有権移転（外）リースの場合 に追加提出が必要な書類です。			
9	リース契約見積書の写し		
10	（公社）リース事業協会が確認した固定資産税軽減書の写し ※所有権移転（外）リースの場合		

確認事項について

先端設備等 導入計画	1	事業者の氏名又は名称、代表者名、法人番号（ある場合のみ）、資本金又は出資の額、常時使用する従業員の数、主たる事業を記載しているか。	
	2	主たる業種の欄には、日本標準産業分類の中分類を記載しているか。	
	3	計画の実施期間は、3年間、4年間又は5年間のいずれかになっているか。 ※計画開始月は、申請日以降に設定する必要があります。	
	4	自社の経営状況については、売上高等の財務指標の数値を参考に分析し、改善すべき項目等について記載しているか。	
	5	具体的な取組内容については、先端設備等の導入目的・活用方法など具体的に記載しているか。	
	6	将来の展望については、先端設備等導入などの取組みを通じた将来の経営状況の展望について具体的に記載しているか。	
	7	先端設備等の導入による労働生産性が年平均3%以上の伸び率となっているか。 ※会社全体の労働生産性を記載すること。 ※小数点以下の切り上げは不可。	
	8	先端設備等の種類については、既に取得した設備等が含まれていないか。 ※認定後に取得することが必須です。	
	9	「所在地」欄には、当該設備が所在する（予定を含む。）場所を記載しているか。 また、加東市内に導入する設備等であるか。	
	10	「設備等の種類」は、減価償却資産の種類は（機械及び装置/器具及び備品/測定工具及び検査工具/建物附属設備）を記載しているか。	
導入計画に関する 確認書	認定支援機関確認書の認定支援機関ID番号は記載されているか。事業者名（設備導入事業者）は記載されているか。 記載の計画期間は先端設備等導入計画の計画期間と一致するか。		
投資計画に関する 確認書	認定支援機関確認書の認定支援機関ID番号は記載されているか。事業者名（設備導入事業者）は記載されているか。 (別添)に記載漏れはないか。(別紙)は添付されているか。		

◇ **固定資産税特例措置関係** ※税制特例申請希望者のみ確認。該当しない場合は、税制特例対象外です。

対象事業者	資本金1億円以下の中小企業者、または従業員数1,000人以下の中小事業者が対象（※みなし大企業は不可。）		
対象設備 (償却資産)	一台または一機の取得価格が機械装置160万円以上、器具備品30万円以上、工具30万円以上、建物附属設備60万円以上であること。 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資目的を達成するために必要不可欠な設備であること。		
賃上げ表明	従業員へ1.5%以上もしくは3.0%以上の賃上げ方針を表明していること。		

その他

計画認定後、加東市から求められた場合は、実施状況に係る報告を行うことに同意する。		<input type="checkbox"/> 同意する
同計画の申請にあわせて補助金等の申請を予定している場合	補助金等の名称	

年 月 日

上記の内容について、確認しました。

所在地	
企業名	
代表者役職及び氏名	